

## 小松市地域公共交通活性化協議会規約（案）

### （目的）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、もって本市の公共交通政策を総合的かつ円滑に推進するため、小松市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### （事務所）

第2条 協議会の事務所は、石川県小松市小馬出町91番地小松市役所内に置く。

### （所掌事項）

第3条 協議会の所掌する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項

### （組織）

第4条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 住民又は利用者の代表
- (2) 国及び県の関係行政機関の職員
- (3) 旅客自動車運送事業者及びその関係団体の職員
- (4) 市の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### （任期）

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の後任の委員任期は、前任者の残任期間とする。

### （役員の定数及び選任）

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監 事 2人

2 会長は、小松市副市長事務分担規程（平成19年小松市規程第3号）第2条の規定により、総務企画部に関する事務を担当する小松市副市長をもってこれを充てる。

3 副会長及び監事は、会長が委員の中からこれを選任する。

4 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

( 役員の職務 )

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

( 会議 )

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決方法は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 協議結果の尊重義務 )

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

( 専門部会 )

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

( 事務局 )

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、小松市総務企画部企画課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 経費の負担 )

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

( 財務に関する事項 )

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 協議会が解散した場合の措置 )

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日を持って打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成21年2月16日から施行する。
- 2 協議会の設置当初の委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。